

外国の所得税等の額の控除に関する明細書

氏名

この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によって道府県民税及び市町村民税の所得割額から控除を受けようとする場合に 市町村民税 申告書に添付して提出して下さい。
道府県民税

当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当 年 分 の 控 除 限 度 額	所得税法第95条第1項に規定する 控除限度額 (イ)	円	当 年 分 の 控 除 余 裕 額	国税の控除余裕額(イ) - (ヘ) (ト)	円
	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第14条第1項に規定する控除限度額 (ロ)			道府県民税の控除余裕額 {(イ)+(ロ)+(ハ)-(ヘ)} 又は(ハ)のうち 低い金額 (チ)	
	(イ)の額に $\frac{12}{100}$ を乗じて計算した金額 (ハ)			市町村民税の控除余裕額 (ホ) - (ヘ) 又は(ニ)のうち低い金額 (リ)	
	(イ)の額に $\frac{18}{100}$ を乗じて計算した金額 (ニ)			計 (ト) + (チ) + (リ) (ヌ)	
	計 (イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) (ホ)			当年分の控除限度額を超える 外国税額 {(ヘ) - (ホ)}	(ル)
	当年において課された外国税額 (ヘ)				

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

控除余裕額又は 控除限度額を超 える外国税額の 生じた年	控除余裕額								控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道 府 県 民 税		市 町 村 民 税			前年か らの繰 越額	当 年 分 とみな す額	翌 年 繰 越 額	
年	前年か らの繰 越額 (1)	当 年 に 加算す る額 (2)	翌 年 繰 越 額 (3)	前年か らの繰 越額 (4)	当 年 に 加算す る額 (5)	翌 年 繰 越 額 (6)	前年か らの繰 越額 (7)	当 年 に 加算す る額 (8)	翌 年 繰 越 額 (9)	(1)	(2)	(3)
年	(1)	円	円	(4)	円	円	(7)	円	円	円	円	円
年	(4)			(5)			(8)			(2)		円
年	(7)			(8)			(9)			(3)		
合 計	(ヲ)	(ワ)		(カ)	(ヨ)		(タ)	(レ)		(ソ)	(ツ)	
当 年 分	(ト)の額	(ム)の額	(ト) - (ム) の額	(チ)の額	(ウ)の額	(チ) - (ウ) の額	(リ)の額	(ヰ)の額	(リ) - (ヰ) の額	(ル)の額	(ワ) + (ヨ) + (レ) の 額	(ル) - { (ワ) + (ヨ) + (レ) } の 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年の各年の国税の控除 限度額	前3年の各年の翌年1月1日の住所の 区分			前3年以内の控除 余裕額の当年の 限度額への加算 額	国税	(ワ)	円	前3年以内の控除 限度額を超える 外国税額の当年 への繰越額	国税	(ム)	円	
年	(ネ) 円	年	指定都市		道府県民税	(ヨ)			道府県民税	(ウ)		
年	(ナ)	年	一般市		市町村民税	(レ)			市町村民税	(ヰ)		
年	(ラ)	年	一般市		計				計	(ノ)		

前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細

控除未済外国税 額の生じた年度	道府県民税			市町村民税		
	控除未済 外 国 税 額 (オ)	当該年度 控 除 額 (ク)	翌年度繰越額 (オ) - (ク) (ヤ)	控除未済 外 国 税 額 (マ)	当該年度 控 除 額 (ケ)	翌年度繰越額 (マ) - (ケ) (フ)
年 度	円	円		円	円	
年 度			円			円
年 度						
当該年度分						
計	円	円		円	円	

備考

- 1 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、この様式中「 $\frac{12}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{6}{100}$ 」と、「 $\frac{18}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{24}{100}$ 」とする。
- 2 この様式の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額を、「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額(地方税法施行令第7条の19第5項及び第6項の適用がある場合には、適用前の金額)又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(ル)の金額に充てられるものを、国税、道府県民税、市町村民税の別に記載すること。
 - (3) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(ヌ)の金額に充てられるものを記載すること。
 - (4) 各「前3年の各年の国税の控除限度額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の控除余裕額がある年について、その年分の所得税法第95条第1項に規定する控除限度額を、「前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分」は、地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、「指定都市」に「○」を、それ以外の市町村にあっては、「一般市」に「○」を記載すること。